

(仮称) 汚泥再生処理施設建設工事

入札説明書

令和元年 9 月

有田周辺広域圏事務組合

※※※※※ 目次 ※※※※※

|    |                               |    |
|----|-------------------------------|----|
| 第1 | はじめに                          | 1  |
| 第2 | 建設工事の概要                       | 2  |
| 第3 | 入札公告から契約までのスケジュール             | 5  |
| 第4 | 入札参加者の資格要件                    | 6  |
| 第5 | 応募に関する留意事項                    | 8  |
| 第6 | 入札に関する手続等                     | 10 |
| 1  | 入札説明書類に関する事項                  | 10 |
| 2  | 参加資格申請手続き及び参加資格審査に関する事項       | 11 |
| 3  | 図書閲覧及び現地確認に関する事項              | 13 |
| 4  | 技術提案仕様書に関する事項                 | 15 |
| 5  | 技術提案書及び工事費見積書の提出並びに基礎審査に関する事項 | 15 |
| 6  | 工事価格の入札に関する事項                 | 18 |
| 7  | その他                           | 20 |
| 第7 | 建設工事の条件等                      | 22 |
| 1  | 工事提案に関する条件                    | 22 |
| 2  | 予想されるリスクの責任分担                 | 22 |
| 3  | 保険等への加入                       | 22 |
| 4  | 工事再委託の禁止                      | 23 |
| 第8 | 提出書類の審査及び落札者の決定               | 24 |
| 1  | 提出書類の審査                       | 24 |
| 2  | 落札者の決定                        | 24 |
| 3  | 契約の締結                         | 25 |
| 第9 | 事務取扱                          | 26 |
| 別紙 | リスク分担表                        | 27 |

## 第1 はじめに

有田周辺広域圏事務組合（以下「事務組合」という。）では、圏域で排出されるし尿及び浄化槽汚泥等を、事務組合所管のし尿処理施設で処理している。現有施設は、計画処理量 84kL/日、標準脱窒素処理方式によるし尿処理施設として昭和60年度に稼動し、増改造を経て現在に至っている。現有施設においては、経年的な使用に伴う設備装置の老朽化、搬入状況の変化による処理機能への影響など、数多くの課題を抱える状況である。

事務組合では、このたび、現有施設の課題を解消し、より効率的かつ効果的なし尿処理を行うとともに、循環型社会の形成に貢献することを目的として、施設の全体更新を行うものとした。新たに整備する施設では、衛生処理を主目的とした従来のし尿処理施設から脱却し、有機性廃棄物の処理とリサイクルを行うものとする。そのため、施設整備事業は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金事業」として実施し、施設を有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）として整備する。

整備後の施設においては、周辺環境へ十分配慮しつつ、信頼性の高い処理と資源化を行う必要がある。事務組合では、処理と資源化の安心、安全はもとより、効率性、合理性、経済性にも配慮した施設整備が求められていることから、施設整備の設計・施工業者を、総合評価一般競争入札により選定するものとした。

この入札説明書は、事務組合が（仮称）汚泥再生処理施設建設工事（以下「建設工事」という。）の請負者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。

建設工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書の内容を踏まえ、入札等に必要書類を提出するものとする。

なお、本入札説明書に併せて配付する様式集及び落札者決定基準も一体の資料とみなし、これらの全資料を含めて「入札説明書類」とする。

## 第2 建設工事の概要

### 1 発注者

有田周辺広域圏事務組合

### 2 件名

(仮称) 汚泥再生処理施設建設工事

### 3 工事場所

和歌山県有田郡有田川町長谷川1557-137 (現クリーンセンター隣接地)

### 4 工事期間

着工 : 令和2年 6月 (予定)

新施設稼働 : 令和5年 9月末日迄

工事竣工 : 令和7年 3月末日

### 5 工事対象施設の種類

有機性廃棄物リサイクル推進施設 (汚泥再生処理センター)

### 6 工事対象施設の概要

#### (1) 計画処理能力

し 尿 : 10 kL/日

浄化槽汚泥 : 89 kL/日

集落排水汚泥 : 10 kL/日

---

計 : 109 kL/日

#### (2) 処理方式

主処理 : 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式を原則とする。ただし、計画諸条件に適合し、より合理的で経済的な処理技術を有するのであれば、その技術による処理システムを提案することも可とする。

資源化 : 助燃剤化

(3) 処理性能 (放流水質)

| 項 目                        | 計 画 値    |
|----------------------------|----------|
| p H                        | 5.8～8.6  |
| B O D (mg/L)               | 10 以下    |
| C O D (mg/L)               | 10 以下    |
| S S (mg/L)                 | 20 以下    |
| T - N (mg/L)               | 10 以下    |
| T - P (mg/L)               | 1 以下     |
| 色 度 (度)                    | 30 以下    |
| 大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) | 3,000 以下 |
| その他、各種規制基準値に準拠した処理性能とする。   |          |

(4) 放流先

2級河川 長谷川谷川 → 有田川を経て紀伊水道 (瀬戸内海)

(5) 工事範囲

建設工事の範囲は次のとおりである。なお、詳細については、建設工事の業者選定手続に係る参加表明書を提出した者へ別途貸与する技術提案仕様書に示す。

ア 本工事

(ア) 処理設備工事

- ・ 受入貯留設備工事
- ・ 水処理設備工事
- ・ 資源化(汚泥助燃剤化)設備工事
- ・ 脱臭設備工事
- ・ 取排水・給水設備工事
- ・ 配管・ダクト設備工事

(イ) 電気・計装設備

- ・ 電気設備工事
- ・ 計装設備工事

(ウ) 土木・建築工事

- ・ 水槽工事
  - ・ 処理棟工事
  - ・ 設備工事
- イ 付帯工事
- (ア) 場内整備工事
    - ・ 場内舗装工事
    - ・ 雨水排水工事
    - ・ 車庫工事
    - ・ 洗車場工事
    - ・ 門扉・囲障工事
    - ・ 連絡設備工事
  - (イ) 東側取付道路工事
  - (ウ) 関連整備工事
    - ・ 野球場トイレ整備工事
    - ・ プール用トイレ改修工事
    - ・ 農業用水取水設備改修工事
  - (エ) 既設撤去関連工事
    - ・ 内容物清掃等工事
    - ・ 既設解体撤去工事用実施設計書作成

## 7 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札で行い、「落札者決定基準」により決定する。

### 第3 入札公告から契約までのスケジュール

建設工事にかかる入札公告から契約までのスケジュールは、次のとおりとする。

| 内 容                   | 日 付                 |
|-----------------------|---------------------|
| 入札公告                  | 令和元年 9月 4日 (水)      |
| 入札説明書類の配付             | 令和元年 9月 4日 (水)      |
| 参加表明書の受付 (技術提案仕様書の貸与) | 令和元年 9月 24日 (火) まで  |
| 第1回 図書閲覧及び現地確認の申込受付   | 令和元年 9月 9日 (月) から   |
| 入札説明書類に関する質問受付        | 令和元年 9月 11日 (水) まで  |
| 第1回 図書閲覧及び現地確認        | 令和元年 9月 12日 (木) から  |
|                       | 令和元年 9月 17日 (火) まで  |
| 入札説明書類への質問に対する回答      | 令和元年 9月 18日 (水)     |
| 参加資格審査申請書類の受付         | 令和元年 9月 19日 (木) から  |
| 第1回 技術提案仕様書に関する質問受付   | 令和元年 9月 24日 (火) まで  |
| 第1回 技術提案仕様書への質問に対する回答 | 令和元年 9月 30日 (月)     |
| 参加資格審査結果通知書の交付        | 令和元年 10月 3日 (木)     |
| 技術提案書の提出要請            |                     |
| 第2回 図書閲覧及び現地確認の申込受付   | 令和元年 10月 4日 (金) から  |
|                       | 令和元年 10月 8日 (火) まで  |
| 第2回 図書閲覧及び現地確認        | 令和元年 10月 9日 (水) から  |
|                       | 令和元年 10月 11日 (金) まで |
| 第2回 技術提案仕様書に関する質問受付   | 令和元年 10月 17日 (木) から |
|                       | 令和元年 10月 21日 (月) まで |
| 第2回 技術提案仕様書への質問に対する回答 | 令和元年 10月 25日 (金)    |
| 技術提案書及び工事費見積書の受付      | 令和元年 11月 20日 (水) から |
|                       | 令和元年 11月 22日 (金) まで |
| ヒアリング及び改善指示           | 令和2年 2月上旬           |
| 改善回答書の受付              | 令和2年 2月中旬           |
| 要求水準書の貸与              | 令和2年 2月下旬           |
| 要求水準書に関する質問受付         | 令和2年 2月下旬           |
| 要求水準書への質問に対する回答       | 令和2年 3月上旬           |
| 工事価格の入札               | 令和2年 3月中旬から下旬       |
| 総合評価入札の結果通知、公表        | 令和2年 3月下旬           |
| 落札者と仮契約の締結            |                     |
| 総合評価入札結果の議会承認         | 令和2年 5月頃            |
| 工事請負契約締結              |                     |

## 第4 入札参加者の資格要件

建設工事の入札に参加する者は、建設工事の発注手続きへの応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件を全て備えていること。

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
3. 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
4. 和歌山県及び事務組合の構成市町のいずれかにより入札参加停止（又は指名停止）若しくは入札参加資格者から排除する措置を受けていない者であること。
5. 事務組合、又は事務組合の構成市町のいずれかで建設工事業者として入札参加資格者として登録されている者であること。
6. 地方公共団体（一部事務組合を含む。）が発注した生物学的脱窒素処理方式による汚泥再生処理センター（資源化は助燃剤化に限る。）の建設工事を元請けとして行い、平成21年度以降に竣工し、稼動開始に至った実績を有する者であること。
7. 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定通知書における清掃施設工事の総合評定値が、900点以上の者であること。
8. 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、平成21年度以降に竣工した生物学的脱窒素処理方式によるし尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む。）の建設工事の監理経験がある技術者を専任で配置することができる者であること。
9. 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者であること。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### イ 人的関係



以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、理事又はこれらに準ずる者が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

(ア) 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

(イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 第5 応募に関する留意事項

### 1 入札説明書類の承諾

建設工事の入札に参加しようとする者は、参加表明書の提出をもって、入札説明書類の記載内容を承諾したものとする。

### 2 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提出書類に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 3 用紙及び文字サイズ

提出書類に使用する用紙はA4版とし、文字のサイズを11ポイント以上（図表を除く。）とする。

### 4 提出書類の変更

一度提出された書類は、原則として変更することができない。ただし、事務組合が技術提案書の内容について改善を指示し、修正する場合を除くものとする。

### 5 提出書類の返却

提出書類は、返却しない。なお、原則として、提出書類は建設工事の発注手続以外の目的に使用しないものとする。

### 6 提出書類の著作権

提出書類の著作権は、その提出者に帰属する。ただし、事務組合が参加表明書を提出した者（以下「参加表明者」という。）、参加資格審査申請書類を提出した者（以下「応募者」という。）又は参加資格を認定された者（以下「認定者」という。）の承諾を得た場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

### 7 費用負担

建設工事の発注手続に係る書類の作成・提出、現地調査、ヒアリング等に関する費用は、全て応募者の負担とする。

### 8 事務組合が提供する資料の取扱い

事務組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、事務組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

## 9 その他

入札説明書類に定めるもののほか、建設工事の発注手続の遂行に当たって必要な事項が生じた場合には、別途通知する。

## 第6 入札に関する手続等

### 1 入札説明書類に関する事項

#### (1) 入札説明書類の配付

##### ア 配付期間

###### (ア) 期間

令和元年9月4日(水)から令和元年9月24日(火)まで  
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

###### (イ) 時間

午前9時から午後5時まで  
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

##### イ 配付場所

有田周辺広域圏事務組合 事務局(本入札説明書「第9」参照)

##### ウ 配付資料

入札説明書、様式集、落札者決定基準  
(事務組合のホームページからダウンロード可)

#### (2) 参加表明書の受付

##### ア 受付期間

###### (ア) 期間

令和元年9月4日(水)から令和元年9月24日(火)まで  
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

###### (イ) 時間

午前9時から午後5時まで  
(ただし、正午から午後1時までを除く。)

##### イ 提出方法

参加表明書(様式1)の提出は持参とし、その他の方法は認めない。

##### ウ 提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局(本入札説明書「第9」参照)

##### エ 貸与資料

参加表明者には、「技術提案仕様書」を貸与する。

### (3) 入札説明書類に関する質問の受付

入札説明書類の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

令和元年9月9日（月）午前9時から

令和元年9月11日（水）午後5時まで

#### イ 質問方法

入札説明書類の内容等に関する質問は、質問書（様式2）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メール（開封通知付き）により提出すること。質問書の送信に当たっては、件名を「入札説明書類への質問（参加表明者名）」とする。また、提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版）とする。

なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

#### ウ 質問書の提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局（本入札説明書「第9」参照）

### (4) 入札説明書類への質問に対する回答

入札説明書類の内容等に関する質問については、令和元年9月18日（水）までに、事務組合のホームページにおいて各々の質問に対する回答書をまとめて公開する。なお、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

## 2 参加資格申請手続及び参加資格審査に関する事項

### (1) 参加資格審査申請書類の受付

次により参加資格審査申請書類を受け付ける。

#### ア 受付期間

##### (ア) 期間

令和元年9月19日（木）から令和元年9月24日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

##### (イ) 時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

なお、最終日の受付は正午までとする。

#### イ 提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局（本入札説明書「第9」参照）

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提出部数

正1部、副2部

(2) 参加資格審査申請書類の内訳

ア 参加資格審査申請書 (様式3)

(ア) 会社概要 (様式4)

a 清掃施設工事に係る特定建設業許可通知書の写し又は特定建設業許可証明書

b 清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し

(イ) 工事施工実績届出書 (様式5)

a 施工実績に係る契約書等の写し（請負契約書、仮契約書又は落札決定通知書の写し）

b 施工実績の工事内容を確認できる書類の写し

(ウ) 予定監理技術者の経歴 (様式6)

a 参加表明者と予定監理技術者の雇用関係を明らかにする書類  
（身分証明書、社会保険証書、給与明細書等の写し）

b 予定監理技術者の法令による免許等の写し

c 予定監理技術者の工事経歴に係る工事内容を確認できる書類の写し

d 予定監理技術者の工事経歴を証明する書類

（CORINS登録に係る竣工登録工事カルテ受領書及び登録内容確認書又は当該工事の発注機関等の第三者が発行した書類）

(エ) 誓約書 (様式7)

(3) 参加資格審査

事務組合は、提出された参加資格審査申請書類により、応募者が「第4 入札参加者の資格要件」を満たしているかの審査を行う。

参加資格審査の結果については、令和元年10月3日（木）までに各応募者に書面で通知する。なお、電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等による問合せには対応しない。

ア 参加資格認定の場合

認定者には、参加資格認定通知とともに、技術提案書の提出を要請する。ただし、参加資格の認定から契約締結までの期間において「第4 入札参加者の資格要件」を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

イ 参加資格非認定の場合

参加資格を認定されなかった者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）以内に、事務組合に対し、参加資格非認定の理由について、説明を求めることができる。説明を求める場合は、その旨を書面（様式任意）に記載し、事務組合へ提出するものとする。

（ア）提出方法

持参のみ（電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等によるものは受け付けない。）

（イ）受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

（ウ）提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局（本入札説明書「第9」参照）

（エ）回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）に書面により回答する。

3 図書閲覧及び現地確認に関する事項

図書閲覧及び現地確認は、次のとおり行う。図書閲覧及び現地確認を希望する者は、図書閲覧及び現地確認申込書（様式8）により事前の申込を行い、実施時に図書閲覧及び現地確認に係る誓約書（様式9）を提出して行うこと。

（1）図書閲覧及び現地確認の申込

ア 申込の受付期間

第1回： 令和元年9月9日（月）午前9時から  
令和元年9月11日（水）午後5時まで

第2回： 令和元年10月4日（金）午前9時から  
令和元年10月8日（火）午後5時まで

イ 申込書類の提出先と提出方法

（ア）提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局（本入札説明書「第9」参照）

（イ）提出方法

図書閲覧及び現地確認申込書（様式8）をPDF形式にて電子メール（開封通知付き）により提出すること。申請書の送信にあたっては、件名を次のとおりとする。

第1回：「第1回閲覧・確認申込（参加表明者名）」

第2回：「第2回閲覧・確認申込（認定者名）」

（2）図書閲覧及び現地確認の実施

ア 期間

以下に示す日程のうち、午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までの間で、事務組合が指定した日時（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とする。

第1回： 令和元年9月12日（木）から令和元年9月17日（火）まで

第2回： 令和元年10月9日（水）から令和元年10月11日（金）まで

イ 場所

本入札説明書「第2 3」参照、図書閲覧については、事務組合が閲覧場所を別途通知する。

ウ 図書閲覧及び現地確認にあたっての留意事項

- （ア）図書閲覧及び現地確認を行える者は、第1回が参加表明者、第2回が認定者とする。
- （イ）実施に当たっては、図書閲覧及び現地確認に係る誓約書（様式9）を持参し、事務組合へ提出すること。
- （ウ）実施時には、所属していることを証明する身分証明書を実施場所において担当者に提示すること。
- （エ）実施は、事務組合が指定した時間までに終了すること。
- （オ）資料の貸出しは行わない。指定された時間内において、カメラ、ビデオ等の記録媒体を使用する場合は、必ず事務組合の了解を得ること。
- （カ）実施時に技術提案仕様書に係る質問はしないこと。
- （キ）実施の際は、担当者の指示に従うこと。



#### 4 技術提案仕様書に関する事項

##### (1) 技術提案仕様書に関する質問の受付

技術提案仕様書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

###### ア 受付期間

第1回：令和元年9月19日（木）午前9時から

令和元年9月24日（火）午後5時まで

第2回：令和元年10月17日（木）午前9時から

令和元年10月21日（月）午後5時まで

###### イ 質問方法

技術提案仕様書の内容等に関する質問は、質問書（様式2）に質問内容を簡潔にまとめて記載し（手書き不可）、電子メール（開封通知付き）により提出すること。質問書の送信に当たっては、件名を次のとおりとする。

第1回：「第1回技術提案仕様書への質問（参加表明者名）」

第2回：「第2回技術提案仕様書への質問（認定者名）」

また、提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版）とすること。なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

###### ウ 質問書の提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局（本入札説明書「第9」参照）

##### (2) 技術提案仕様書への質問に対する回答

技術提案仕様書の内容等に関する質問については、以下に示す日程までに、各々の質問に対する回答書をまとめて事務組合から電子メールにて送信する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

第1回：令和元年9月30日（月）

第2回：令和元年10月25日（金）

#### 5 技術提案書及び工事費見積書の提出並びに基礎審査に関する事項

##### (1) 技術提案書及び工事費見積書の受付

次により技術提案書及び工事費見積書を受け付ける。

###### ア 受付期間

(ア) 期間

令和元年11月20日(水)から令和元年11月22日(金)まで

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局(本入札説明書「第9」参照)

ウ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ 提出部数

(ア) 技術提案書

正1部、副12部

CD-ROM(提出図書の電子データ、PDF形式)2枚

(イ) 工事費見積書

1部(見積内訳書含む。)

(2) 技術提案書及び工事費見積書の作成

技術提案書及び工事費見積書は、入札説明書類及び技術提案仕様書に基づき作成すること。技術提案書として提出する書類は、以下のとおりとし、(イ)～(キ)においては、様式11～17を表紙とすること。

ア 技術提案書

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (ア) 技術提案書提出書         | (様式10)                     |
| (イ) 設計計算書            | (様式11)                     |
| (ウ) 設備仕様書            | (様式12)                     |
| (エ) 図面類              | (様式13)                     |
| (オ) 工事概要説明書          | (様式14)                     |
| (カ) 特定要求事項提案書        | (様式15)                     |
| a 処理機能に関する事項         | (様式15-1)                   |
| b 維持管理コストの低減に関する事項   | (様式15-2)                   |
|                      | (ただし、維持管理費については様式16-1, -2) |
| c 景観等、周辺環境との調和に関する事項 | (様式15-3)                   |
| d 全体配置・動線計画等に関する事項   | (様式15-4)                   |
| e 地域の活性化と地元貢献に関する事項  | (様式15-5)                   |

- f 施設の防災、減災等の災害対策に関する事項 (様式 15-6)
- g 施設外への臭気対策に関する事項 (様式 15-7)
- h 別途発注工事との連携に関する事項 (様式 15-8)
- (キ) その他 (様式 17)
- (ク) 工事工程表 (任意様式)
- (ケ) その他、技術提案仕様書に示す書類 (任意様式)
- イ 工事費見積書
  - (ア) 工事費見積書 (様式 18)
  - (イ) 見積内訳書 (様式 19-1, -2)

### (3) 書類確認及び基礎審査

#### ア 書類確認

技術提案書の書類確認を行い、提出された書類に不備不足がある場合は、その技術提案書の提出者を失格とし書面で通知する。

#### イ 基礎審査

技術提案書に不備不足がない場合は、技術提案書の基礎審査を実施する。

(ア) 基礎審査においては、提出された技術提案書と技術提案仕様書との整合性及び提出図書間の整合性などを確認する。

(イ) 技術提案書の提出者に対しては、個別にヒアリングを実施し、提案内容の確認を行う。

(ウ) 技術提案書と技術提案仕様書との軽微な不整合、又は各提出図書間の軽微な不整合が認められた場合は、その技術提案書の提出者に提案内容の改善を書面で指示するとともに、改善回答書及び工事費再見積書の提出を要請する。

(エ) 性能やリスク分担に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案等、技術提案仕様書との重大な不整合、又は提出図書間の重大な不整合がある場合は、その技術提案書の提出者を失格とし書面で通知する。

(オ) (エ)に該当しない技術提案書の提出者に対しては、工事価格の入札について通知する。

### (4) 改善回答書及び工事費再見積書の受付

次により改善指示に対する回答書及び工事費再見積書を受け付ける。

#### ア 受付期間

令和2年2月中旬で、事務組合が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 提出書類

(ア) 改善回答書

a 改善回答書提出書 (様式20)

b 改善回答書 (様式21)

(イ) 工事費再見積書

a 工事費再見積書 (様式22)

b 再見積内訳書 (様式23-1, -2)

ウ 提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局 (本入札説明書「第9」参照)

エ 提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。ただし、改善指示に対する回答は、改善回答書(様式21)に記載し(手書き不可)、持参するほか、PDF形式にて電子メール(開封通知付き)により別途提出すること。改善回答書の送信に当たっては、件名を「改善回答書(認定者名)」とする。

オ 提出部数

正1部、副2部

6 工事価格の入札に関する事項

事務組合は、技術提案書の基礎審査を通過し、工事価格の入札について通知した者(以下「入札参加者」という。)に対し、(仮称)汚泥再生処理施設建設工事要求水準書(技術提案仕様書及び技術提案書の基礎審査結果を基に事務組合が作成する工事契約図書、以下「要求水準書」という。)を貸与し、工事価格の入札を実施する。

(1) 要求水準書に関する質問の受付

要求水準書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和2年2月下旬で、事務組合が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 質問方法

要求水準書の内容等に関する質問は、質問書(様式2)に質問内容を簡潔にまとめて記載し(手書き不可)、電子メール(開封通知付き)により提出すること。質問書の送信に当たっては、件名を「要求水準書への質問(入札参加者名)」とする。また、提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」(Windows

版)とし、PDFファイルも併せて添付すること。

なお、電話、口頭、FAX及び郵送等による質問には対応しないものとする。

ウ 質問書の提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局（本入札説明書「第9」参照）

(2) 要求水準書への質問に対する回答

要求水準書の内容等に関する質問については、令和2年3月上旬（詳細は別途通知）に、各々の質問に対する回答書をまとめて事務組合から入札参加者全員に電子メールにて送信する。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

(3) 執行日時及び場所

ア 日時

令和2年3月中旬から下旬で、事務組合が指定した日時とし、詳細は別途通知する。

イ 場所

事務組合が指定した場所とし、詳細は別途通知する。

ウ 工事価格の入札書類

(ア) 入札書

(様式26)

(イ) 工事費内訳書

(様式27-1, -2)

エ 入札保証金

免除する。

オ 執行等

(ア) 入札参加者は、代理人を工事価格の入札に参加させるときは、入札委任状（様式24）を入札の前までに提出しなければならない。

(イ) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を前項の代理人とすることができない。

(ウ) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、工事価格の入札の直前に確約書（様式25）を提出しなければならない。

(エ) 入札書には、工事費総額（消費税及び地方消費税を除く。）の値を記入すること。

(オ) 入札参加者等は、提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(カ) 工事価格の入札回数は、1回限りとする。

- (キ) 入札参加者等は、郵送により工事価格の入札をすることができない。
- (ク) 入札参加者が複数とならない場合においても、工事価格の入札を執行する。
- (ケ) 開札は、原則として入札参加者等の立ち会いの上で行うものとするが、入札参加者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (コ) 入札書に記載された工事価格が予定価格を超えている場合は、失格とする。
- (サ) その他、詳細は別途通知する。

## 7 その他

### (1) 事務組合が提示する回答書、指示書等の扱い

事務組合が提示する通知文書、回答書、指示書、資料等は、入札説明書類、技術提案仕様書及び要求水準書と同等の効力を有するものとする。

### (2) 発注手続への参加の辞退

ア 建設工事の発注手続に参加を表明した者は、入札書の提出前に限り、参加を辞退することができるものとする。

イ 発注手続へ参加を辞退するときは、参加辞退届（様式28）により申し出るものとする。

ウ 参加を辞退した者は、これを理由として以後の業者選定等で不利益な取扱いを受けないものとする。

### (3) 発注手続で失格となる行為等

ア 入札説明書類の規定に違反すると認められる場合

イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

ウ 提出書類に不備不足がある場合

エ 参加資格要件を欠く場合

オ 技術提案書の基礎審査で重大な不整合が認められた場合

カ 入札価格が予定価格を超えた場合

キ 提出書類に虚偽の記載がある場合

ク 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ケ 著しく信義に反する行為をした場合

コ 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合

なお、キ～コに該当する者に対しては、指名停止の措置を行うことがある。

#### (4) 発注手続の延期、取り止め等

事務組合は、やむを得ない理由により、建設工事の発注手続を延期、中止、又は取り消すことがある。この場合において、参加表明者、応募者、認定者又は入札参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

## 第7 建設工事の条件等

建設工事の実施に係る条件等は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件等を踏まえて、入札書類を作成すること。

### 1 工事提案に関する条件

#### (1) 事務組合が支払う工事費

事務組合は、契約に基づき請負者が行う設計、建設工事に関する費用として、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

#### (2) 設計・施工に係る提案条件

ア 処理対象物は、し尿及び浄化槽汚泥とする。

イ 有機性廃棄物は、集落排水汚泥とする。

ウ 技術提案事項について、施設供用開始後も責任あるものとする。

#### (3) 提案内容の担保

実際の施工に際しては、技術提案書及び入札書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責めにより提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うものとする。再度の施工が困難又は合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うものとする。

### 2 予想されるリスクの責任分担

#### (1) リスク管理の基本方針

設計・施工に係る責任は、原則として請負者が負う。ただし、事務組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途請負者と協議の上、事務組合が責任を負う。

#### (2) リスク分担

予想されるリスク及び事務組合と請負者との責任分担は原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事契約で定める。

### 3 保険等への加入

請負者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。



#### 4 工事再委託の禁止

請負者は、工事の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、請負者があらかじめ書面により、工事の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、事務組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 第8 提出書類の審査及び落札者の決定

### 1 提出書類の審査

#### (1) 審査会の設置

建設工事の請負業者選定に当たり、より公正で競争的な入札の実施及び工物品質の確保を目的として、(仮称)汚泥再生処理施設建設工事総合評価入札審査会(以下「審査会」という。)を設置する。なお、審査会は非公開とする。

#### (2) 提出書類の審査

事務組合は、「落札者決定基準」に従って、参加資格審査を行う。

審査会は、「落札者決定基準」に従って、技術提案書の基礎審査及び入札書類の定量化審査を行い、優秀提案者を特定する。

#### (3) 技術提案等の内容についての確認及び質疑(ヒアリング)

審査会は、技術提案書等の内容について、ヒアリングを行うものとする。なお、ヒアリングの実施時期は、令和2年2月上旬とし、詳細は別途文書で通知する。

#### (4) 審査事項

落札者決定基準に示す。

### 2 落札者の決定

#### (1) 落札者の決定

ア 事務組合は、審査会が技術提案書及び入札書を審査した結果、総合評価点数が最も高い者を落札者として決定するものとする。

イ その他、落札者の決定については、「落札者決定基準」によるものとする。

ウ 入札結果は、令和2年3月下旬に入札参加者に文書で通知するとともに、事務組合のホームページ等で公表する。電話等による問合せには応じない。

#### (2) 入札結果の説明

技術提案書及び入札書を提出したが特定されなかった者は、事務組合に対して、その理由の説明を書面(任意様式)により求めることができる。

##### ア 提出方法

持参のみ(電話、電子メール、FAX、口頭、郵送等によるものは受け付けない。)

##### イ 提出期限

総合評価入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日以内(ただし、

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

エ 提出先

有田周辺広域圏事務組合 事務局(本入札説明書「第9」参照)

オ 回答

当該書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)に書面により回答する。

3 契約の締結

(1) 議会承認

本件は議会の議決を要するため、落札者は、落札決定の日より事務組合から指示された時期に仮契約書を作成しなければならない。

(2) 契約の失効

落札者が、前項に指示された時期に仮契約を締結しないときは、落札は、その効力を失う。

(3) 工事契約書

工事期間中における事務組合と請負者の役割、責任分担については、別紙のリスク分担表に基づき明確化する。

## 第9 事務取扱

建設工事の発注手続に係る事務取扱は、次のとおりである。

有田周辺広域圏事務組合 事務局

住 所 : 〒649-0304 和歌山県有田市箕島50 有田市役所3階  
電 話 : 0737-83-4491  
F A X : 0737-82-1499  
電子メール : info@aridakouiki.jp

有田周辺広域圏事務組合 クリーンセンター

住 所 : 〒643-0151 和歌山県有田郡有田川町長谷川1552-137  
電 話 : 0737-32-4451  
F A X : 0737-32-3714  
電子メール : cleancenter@aridakouiki.jp

## 別紙

## リスク分担表

| 段階         | リスク                 | リスクの内容                 |   | リスクに対する責任負担者 |     |
|------------|---------------------|------------------------|---|--------------|-----|
|            |                     |                        |   | ○：主負担 △：一部負担 |     |
|            |                     |                        |   | 事務組合         | 請負者 |
| 共通         | 法令変更リスク<br>(税制度含む)  | 1                      | 整備工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの                        | ○            |     |
|            |                     | 2                      | 上記以外の法制度の新設・変更に関するもの                              |              | ○   |
|            | 住民対応リスク             | 3                      | 工事に対する住民反対運動等に関するもの等                              | ○            | ○   |
|            | 工事の中止・遅延<br>に関するリスク | 4                      | 事務組合の指示等によるもの                                     | ○            |     |
|            |                     | 5                      | 事務組合の債務不履行によるもの                                   | ○            |     |
|            |                     | 6                      | 請負者が行う設計・施工に必要な許認可などの遅延によるもの                      |              | ○   |
|            |                     | 7                      | 請負者の責による工事の中止及び請負者の責任放棄、破綻によるもの                   |              | ○   |
|            | 不可抗力リスク             | 8                      | 天災・暴動等による変更・中止等が生じるリスク                            | ○            | △   |
|            | 入札説明書類等<br>変更リスク    | 9                      | 入札説明書類、技術提案仕様書、要求水準書、その他事務組合が提示した図書等必要データの変更・不備など | ○            |     |
| 設計・<br>施工  | 設計・施工に<br>関するリスク    | 10                     | 事務組合の責による事業内容の変更に起因する要求水準の変更                      | ○            |     |
|            |                     | 11                     | 請負者の責による要求性能の未達                                   |              | ○   |
|            | 第三者賠償リスク            | 12                     | 設計・施工において第三者に損害を与えるリスク                            |              | ○   |
|            | 事故の発生リスク            | 13                     | 施工時の事故発生  |              | ○   |
|            | 環境保全リスク             | 14                     | 設計・施工に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等                         |              | ○   |
| 15         |                     | 稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等 | ○   | △            |     |
| 施設の<br>引渡し | 運転指導リスク             | 16                     | 運転指導の不備により事務組合が適正な運転を行えない                         |              | ○   |
|            | 施設の性能確保<br>リスク      | 17                     | 施設の引渡し時における要求水準確保に関するもの                           |              | ○   |